

札幌市介護保険条例の一部を改正する条例案

令和6年（2024年）2月14日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市介護保険条例の一部を改正する条例

札幌市介護保険条例（平成12年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同項第1号中「34,635円」を「31,518円」に改め、同項第2号中「45,026円」を「43,986円」に改め、同項第3号中「51,953円」を「47,796円」に改め、同項第6号ア中「当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている場合には、当該給与所得及び当該公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、」を削り、「125万円」を「135万円」に改め、同項第7号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同項第8号ア中「350万円」を「360万円」に改め、同項第9号ア中「500万円」を「510万円」に改め、同項第10号ア中「600万円」を「610万円」に改め、同項第11号ア中「700万円」を「710万円」に改め、同項第12号ア中「800万円」を「810万円」に改め、同条第2項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「20,781円」を「19,742円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「34,635円」を「33,596円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「48,489円」を「47,450円」に改める。

## 附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

## (理 由)

令和6年度から令和8年度までにおける介護保険料を定めるほか、保険料率の段階の判定に用いる所得の額の算定方法等を改めるため、本案を提出する。